■Article■……

平成 27 年度税制改正大綱の主要課題を見る（２）

拓殖大学准教授　稲葉知恵子

……

平成 27 年 10 月に予定されていた消費税率 10%への引上げ時期が平成 29 年 4 月へと変更された。平成 29 年 4 月の消費税率引上げについては、社会保障制度を維持する目的および財政健全化を着実に進める目的から「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。そのため、デフレ脱却・経済再生の実現が必須である。税制面においては、企業収益の拡大から賃金上昇や雇用拡大を引き起こし、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益を生み出すための改正がなされている。

本稿では、前号（vol.95）に引き続き、「平成 27 年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では、資産課税、消費課税等を扱う。

【資産課税】

平成 27 年度税制改正大綱では、高齢者層から若年者層への資産の早期移転を通じて、すそ野が広く経済波及効果が大きい住宅市場の活性化を図る。住宅取得等資金の贈与税の非課税措置を拡充等する他、少子高齢化の進展・人口減少への対応をするため結婚･子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を創設した。資産課税の改正について、具体的には以下の項目を掲げている[1]。

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充
　・適用期限を延長した上で拡充（非課税枠：1,000 万円⇒最大 3,000 万円）。
○ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
　・子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設（非課税枠：1,000 万円）。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、その適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長する。非課税限度額は次の図表 1 のとおりである。

1 財務省「平成 27 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_gaiyou.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（図表 1）住宅取得等資金の贈与税に関する非課税限度額

＜住宅用家屋の取得等に係る消費税等の税率が 10%である場合＞

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

＜上記以外の場合[2]＞

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

（出所）平成 27 年度税制改正大綱、29-30 ページ。

図表 1 における「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級 4（平成 27 年 4 月以降は断熱等性能等級 4）又は耐震等級 2 以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、20 歳以上 50 歳未満の受贈者の結婚・子育て資金の支払に充てるために、その直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,000 万円[3]までの金額に相当する部分の価額については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととするものである。

【消費課税】

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応として、住宅取得等に係る措置と車体課税の見直しを挙げている。地方法人課税の偏在是正や消費税軽減税率制度については消費税率引上げ時に実行できるよう議論が継続されることとなった。消費課税の改正について、具体的には以下の項目を掲げている[4]。

○ 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更等

・平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日へと変更。

・景気判断条項（国税に係る税制抜本改革法附則 18 条 3 項及び地方税に係る

2 消費税率 8%で住宅購入を契約した者、個人間による売買で中古住宅購入を契約した者。
3 結婚に際して支出する費用については 300 万円を限度とする。
4 財務省「平成 27 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_gaiyou.pdf

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

税制抜本改革法附則19条3項）を削除。

○ 国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の見直し

・国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする。

○ たばこ税（旧3級品）の見直し

・旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減・廃止。

○ 車体課税の見直し

・エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）について、減免税車の対象範囲を見直した上で、適用期限を2年延長。

・軽自動車税について、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。二輪車に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延長。

○ 狩猟税の見直し

・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録を非課税（現行：1/2）とする措置等を、平成30年度（平成31年3月31日）まで実施。

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税については、(1)内外判定基準の見直しと(2)課税方式の見直し（事業者向け電気通信役務の提供に対するリバースチャージ方式の導入）が行われる。

(1)内外判定基準の見直しにおいては、電気通信回線を介して行われる役務の提供について、内外判定基準を「役務の提供に係る事務所等の所在地」から「役務の提供を受ける者の住所地等」に見直す。そのため、事務所等の所在地が国外でも消費地は国内のため国内取引となり、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象となる。

(2)課税方式の見直しによって導入されるリバースチャージ方式とは、事業者向け電気通信役務の提供取引に係る消費税の納税義務を役務の提供者から役務の提供を受ける者に転換する方式である。広告配信等事業者向けであることが明らかな取引について、国内事業者が受けた役務提供については国内事業者が納税義務を負う。

車体課税の見直しについては、自動車取得税および自動車重量税のエコカー減税について要件を厳しくし、対象車を減らしたり減税幅を小さくしたりする。軽自動車税については平成27年度に新規取得した軽自動車のエコカーについて、翌年度（平成28年度）だけ軽自動車税の税率を軽減する「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」を導入する。

財務省　「平成27年度税制改正大綱」

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf

財務省　「平成 27 年度税制改正大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_gaiyou.pdf

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。